

全国日独協会連合会規約

(名称)

第1条 本会は、全国日独協会連合会と称する。

(目的及び事業)

第2条 本会の目的及び事業は次のとおりとする。

1. 相互親睦と連絡協議
2. 事業の相互協力または共催
3. ドイツ連邦共和国にある日独協会、その連合会などとの連絡協議または事業の相互協力もしくは共催
4. その他の関連事業

(会員)

第3条 本会の会員は次の2種とする。

1. 日独両国の理解と親善に寄与するために設立され、本会の趣旨に賛同する日独協会または類似名称の協会を本会の正会員とすることができる。
2. 日独両国に所在する日独学術または文化団体および日独交流に貢献を目的とする団体はアソシエイト会員となることができる。
3. 正会員又はアソシエイト会員の加盟申請があった場合、会長協会、並びに副会長協会の合議により書面議決ができるものとする。

(理事会・役員会及び事務局)

第4条 本会の理事会および役員会は次のとおりとする。

1. 理事会は正会員協会の会長もしくは理事長またはその代理人をもって構成する。
2. 理事会における互選により、会長1と副会長若干数を選出する。会長および副会長の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
3. 駐日ドイツ連邦共和国特命全権大使の職にある者は本会の名誉会長に就任する。
4. 本会の事務局は(財)日独協会事務局が兼務するものとする。

(年次総会)

第5条 本会の年次総会は原則として1年に1度、会長協会または他の会員協会所在地において開催する。

(会費)

第6条 本会は原則として会員より会費は徴収しない。ただし総会・共催事業などの場合において、理事会承認を経て、適宜会員協会が応分負担することがある。

(他の会員協会催物への参加)

第7条 会員協会の会員は原則として他の会員協会の催物等に、当該開催会員協会会員と同一の条件で参加することができるものとする。

(規約改正)

第8条 本規約は理事会の過半数をもって改正することができる。ただし同数意見の場合には結論を延期し再度協議するものとする。

昭和63年10月12日施行 (平成15年3月19日一部改正)